

令和8年3月16日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（21名）

2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵	4番 増 田 誠 宏
5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩	7番 國 重 清 隆
8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範	10番 新 田 真 一
11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦	13番 藤 岡 一 弘
14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文	16番 藤 井 憲一郎
17番 山 村 恵美子	18番 宍 戸 稔	19番 保 実 治
20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市	22番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

1番 伊 藤 芳 則

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 呑 谷 巧
市民部長 松 本 英 嗣	福祉保健部長 菅 原 啓 子
子育て支援部長 中 村 徳 子	市民病院部 事務部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 部 長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告 9 件)
	議案第18号	三次市条例の読点の表記を改める条例 (案) (原案可決)
	議案第20号	三次市旅費支給条例 (案) (原案可決)
	議案第21号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第22号	三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例 (案) (原案可決)
	議案第34号	三次市過疎地域持続的発展計画の策定について (原案可決)
	議案第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
	議案第36号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
	議案第39号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	議案第42号	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 2		(教育民生常任委員長報告 8 件)
	議案第19号	三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (案) (原案可決)
	議案第23号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第24号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第25号	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第26号	三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第27号	三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第37号	指定管理者の指定の変更について (原案可決)
	請願第 1 号	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて (原案可決)
第 3		(産業建設常任委員長報告 10 件)
	議案第28号	三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第29号	三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する

	<p>議案第30号 条例（案）（原案可決） 三次市農林業集會施設設置及び管理條例の一部を改正する條例（案）（原案可決）</p> <p>議案第31号 三次市きのこ館設置及び管理條例を廃止する條例（案）（原案可決）</p> <p>議案第32号 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理條例を廃止する條例（案）（原案可決）</p> <p>議案第33号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理條例の一部を改正する條例（案）（原案可決）</p> <p>議案第38号 指定管理者の指定の変更について（原案可決）</p> <p>議案第40号 工事請負契約の一部変更について（原案可決）</p> <p>議案第41号 市道路線の認定及び変更について（原案可決）</p> <p>議案第43号 工事請負契約の締結について（原案可決）</p>
第 4	<p>（予算決算常任委員長報告16件）</p> <p>議案第 2号 令和 8 年度三次市一般会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 3号 令和 8 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 4号 令和 8 年度三次市診療所特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 5号 令和 8 年度三次市介護保険特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 6号 令和 8 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 7号 令和 8 年度三次市土地取得特別会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 8号 令和 8 年度三次市病院事業会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第 9号 令和 8 年度三次市下水道事業会計予算（案）（原案可決）</p> <p>議案第10号 令和 7 年度三次市一般会計補正予算（第 8 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第11号 令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第12号 令和 7 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第13号 令和 7 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第14号 令和 7 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第15号 令和 7 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第16号 令和 7 年度三次市病院事業会計補正予算（第 1 号）（案）（原案可決）</p> <p>議案第17号 令和 7 年度三次市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）</p>

第 5		議会活性化等検討特別委員会委員長報告
第 6	議案第44号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
	議案第45号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
第 7	議案第46号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 8	議案第47号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第48号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 9	議案第49号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第 1 0	議案第50号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第51号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第52号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第53号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第54号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第55号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第56号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第57号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第58号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第59号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第60号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第61号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第62号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第63号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第64号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第65号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
議案第66号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）	
議案第67号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）	
議案第68号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）	
第 1 1	発議第 1 号	三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案） （原案可決）
第 1 2	発議第 2 号	三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）（原案可決）

第13	発議第3号	市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）（原案可決）
第14	発議第4号	広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）（原案可決）
第15	発議第5号	中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案）（原案可決）
第16	発議第6号	中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）（原案可決）
第17	発議第7号	ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な検討を求める決議（案）（原案可決）

令和8年3月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（令和8年3月16日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告9件）
	議 18	三次市条例の読点の表記を改める条例（案）……………315
	議 20	三次市旅費支給条例（案）……………315
	議 21	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）…315
	議 22	三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例 （案）……………315
	議 34	三次市過疎地域持続的発展計画の策定について……………315
	議 35	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………315
	議 36	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………315
	議 42	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………315
第 2		（教育民生常任委員長報告8件）
	議 19	三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例（案）……………316
	議 23	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）……………316
	議 24	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………316
	議 25	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）……………316
	議 26	三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例（案）……………316
	議 27	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例（案）……………316
	議 37	指定管理者の指定の変更について……………316
請 1	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の 推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定 することについて……………316	
第 3		（産業建設常任委員長報告10件）
	議 28	三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正す る条例（案）……………318
	議 30	三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正 する条例（案）……………318

		(案) ……………318
	議 31	三次市きのご館設置及び管理条例を廃止する条例 (案) ……………319
	議 32	三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例 (案) ……………319
	議 33	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……………319
	議 38	指定管理者の指定の変更について……………319
	議 40	工事請負契約の一部変更について……………319
	議 41	市道路線の認定及び変更について……………319
	議 43	工事請負契約の締結について……………319
		(予算決算常任委員長報告16件)
	議 2	令和8年度三次市一般会計予算 (案) ……………320
	議 3	令和8年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) ……………320
	議 4	令和8年度三次市診療所特別会計予算 (案) ……………320
	議 5	令和8年度三次市介護保険特別会計予算 (案) ……………320
	議 6	令和8年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案) ……………320
	議 7	令和8年度三次市土地取得特別会計予算 (案) ……………320
	議 8	令和8年度三次市病院事業会計予算 (案) ……………320
	議 9	令和8年度三次市下水道事業会計予算 (案) ……………320
	議 10	令和7年度三次市一般会計補正予算 (第8号) (案) ……………320
	議 11	令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)……………320
	議 12	令和7年度三次市診療所特別会計補正予算 (第2号) (案) ……………320
	議 13	令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第3号) (案) ……………320
	議 14	令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (案) ……………320
	議 15	令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第2号) (案) ……………320
	議 16	令和7年度三次市病院事業会計補正予算 (第1号) (案) ……………320
	議 17	令和7年度三次市下水道事業会計補正予算 (第2号) (案) ……………320
第 5		議会活性化等検討特別委員会委員長報告……………322
第 6	議 44	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……………325
	議 45	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……………325
第 7	議 46	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて……………326
第 8	議 47	人権擁護委員の候補者の推薦について……………327
	議 48	人権擁護委員の候補者の推薦について……………327

第 9	議 49	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて……………328
第 1 0	議 50	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 51	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 52	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 53	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 54	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 55	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 56	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 57	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 58	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 59	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 60	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 61	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 62	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 63	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 64	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
	議 65	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330
議 66	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330	
議 67	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330	
議 68	三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて……………330	
第 1 1	発 1	三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案） 331
第 1 2	発 2	三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案） ……………333
第 1 3	発 3	市長の専決処分事項の指定の一部変更（案） ……………334
第 1 4	発 4	広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案） ……………335
第 1 5	発 5	中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案） ……………336
第 1 6	発 6	中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案） ……………338
第 1 7	発 7	ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な検討を求める決議（案） ……………342

~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は令和8年3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は21人です。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、伊藤議員から、一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。以上で報告を終わります。

本日の会議録署名者として、國重議員及び山田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告9件

議案第18号 三次市条例の読点の表記を改める条例（案）

議案第20号 三次市旅費支給条例（案）

議案第21号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第22号 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第34号 三次市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第39号 工事請負契約の一部変更について

議案第42号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第18号三次市条例の読点の表記を改める条例（案）外8議案を一括議題といたします。

議案9件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任副委員長 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田総務常任副委員長。

〔総務常任副委員長 山田真一郎君 登壇〕

○総務常任副委員長（山田真一郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月4日に委員会を開催し、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに、議案第34号三次市過疎地域持続的発展計画の策定についての1議案について、連合審査会による審査を行い、また、その他8議案については、委員会に担当部長等の出席を求

め、慎重に審査いたしました。

議案第18号三次市条例の読点の表記を改める条例（案）外8議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第22号三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）について、当該施設の利活用に向けて、サウンディング型市場調査を多様な媒体を通じて広く実施し、有効活用につながるよう取り組まれない。

以上、述べられました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号外8議案を一括採決いたします。

議案9件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号外8議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告8件

議案第19号 三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

議案第23号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第37号 指定管理者の指定の変更について

請願第1号 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推

進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第19号三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）外6議案及び請願第1号障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについてを一括議題といたします。

議案7件及び請願1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 新田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新田真一君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新田真一君） 皆さん、おはようございます。それでは、教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案7件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月2日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、また、請願については、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに、所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第19号三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）外6議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第37号指定管理者の指定の変更については、今後も地域の高齢者の安心・安全な生活に資するよう、他の事業者による指定管理運営を図るなど、事業の継続も含め、引き続き検討されたい。

次に、請願第1号障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについての審査に当たって、福祉保健部から、市では条例の制定はしていないが、これまで手話施策推進法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に示されている基本理念に沿って施策を進めてきた。これらの法律には、各市町村で策定する障害者計画について、「法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする」と規定されている。現在、市では、令和9年度から更新する障害者福祉計画の見直しを行っており、法律の趣旨を踏まえた内容としていくよう考えている。また、当事者団体との意見交換も今後予定している。これは、条例を制定することが目的ではなく、計画の見直しに向けたヒアリングになるが、市の特性に応じたものが必要だということであれば、どのような内容が求められているかを検討しながら、手話の位置づけや情報の在り方をしっかりと計画の中に明記していきたいと考えているとの説明があり、提出者か

らは、市は住民に最も身近な行政機関であり、教育、福祉、医療、防災など、直接担う立場にある。条例を制定することにより、市としての責務を明確にすること、市の実情や地域の特徴に則した具体的施策を位置づけること、そして、事業者、学校、関係機関との共通理解を形成することが可能となる。特に、教育や防災、窓口対応など、市が主体となっていく分野においては、条例による明確な根拠があることが継続的で実行性のある取組につながると考えている。例えば、手話で社会生活を送っている場合、入ってくる情報は断片的になってしまう。買物で手話を使うと好奇の目で見られることもあり、そうした苦しい思いをして暮らしてきた人も多くいる。その苦しみをこれから生まれて育つ子供たちに引き継ぎたくないからこそ、皆さんに現状を知ってもらいたいという強い思いがあるとの趣旨説明がありました。

採決の結果、本請願は願意が妥当であることから、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号外6議案及び請願第1号を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

請願については採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号外6議案及び請願第1号は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告10件

議案第28号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市きこ館設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第32号 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第33号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第38号 指定管理者の指定の変更について

議案第40号 工事請負契約の一部変更について

議案第41号 市道路線の認定及び変更について

議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第28号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）外9議案を一括議題といたします。

議案10件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○産業建設常任委員長（鈴木深由希君） 産業建設常任委員長の報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案10件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月3日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第28号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）外9議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第32号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）については、地元での活用を探り、協議を継続していく方針であるが、従来の枠組みに捉われることなく、官民連携や企業誘致、関係人口の創出といった多角的な視点を柔軟に取り入れ、早期活用が図られるよう努められたい。

議案第33号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、基本料金の改定は市民生活への影響が多いため、改定の必要性等について丁寧な周知、説明を行い、市民の理解獲得に万全を期されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号外9議案を一括採決いたします。

議案10件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号外9議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告16件

議案第 2号 令和8年度三次市一般会計予算(案)

議案第 3号 令和8年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)

議案第 4号 令和8年度三次市診療所特別会計予算(案)

議案第 5号 令和8年度三次市介護保険特別会計予算(案)

議案第 6号 令和8年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)

議案第 7号 令和8年度三次市土地取得特別会計予算(案)

議案第 8号 令和8年度三次市病院事業会計予算(案)

議案第 9号 令和8年度三次市下水道事業会計予算(案)

議案第10号 令和7年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)

議案第11号 令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
(案)

議案第12号 令和7年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第13号 令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第14号 令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第15号 令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第16号 令和7年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案)

議案第17号 令和7年度三次市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第4、議案第2号令和8年度三次市一般会計予算(案)外15議案を一括議題といたします。

議案16件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 藤岡一弘君 登壇]

○予算決算常任委員長（藤岡一弘君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案16件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月5日から12日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。また、11日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、議員間における自由討議を行うとともに、12日の委員会では、分科会からそれぞれの主査報告を受け、それに基づき、全体で自由討議を行いました。

議案第2号令和8年度三次市一般会計予算（案）外議案15件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

なお、当初予算の審査では、令和7年9月定例会の決算審査において作成された分科会討議シートに基づき、各分科会が抽出した課題や改善点等の意見についても確認が行われました。

主査報告及び自由討議から集約した主な意見を申し上げます。

総務分科会からは、株式会社三次ケーブルビジョンの株式譲渡について、経営統合と施設譲渡による市の財政負担軽減を期待する意見が出されました。その一方で、譲渡後は市の関与ができなくなるため、経営状況次第ではサービスを受けられない地域が生じる懸念も示されました。そのため、今後の契約協議においては、引き続き三次市全域がサービスを受けられる条項を盛り込むべきであるとの意見や、経営統合について市民への周知も必要であるとの報告がありました。

地域まちづくり支援事業及び学校再編後の地域・子ども交流支援事業については、両事業とも費用対効果などの評価検証を行った上で、再来年度以降の事業継続を判断すべきとの意見が出されました。その一方で、両事業は新規事業であるため、費用対効果が見込めるかは不透明であるとの指摘がありました。また、学校再編後の地域・子ども交流支援事業については、学校再配置が地域活性化に与える影響が大きいため、対象となる地域には複数年継続して事業を実施するべきであるとの報告がありました。全体会での自由討議では、学校再編後の地域・子ども交流支援事業について、学校の有無に関わらず、地域が主体となって子供たちと関わり続ける体制を計画的に進めるべきであるとの意見が出されました。

教育民生分科会からは、公共施設照明設備LED化推進事業について、今後の事業継続に当たっては、全体計画を策定し、進めていく必要がある。最適な事業手法についてはサウンディング型市場調査の実施などにより検討されたい。あわせて、国・県への補助金要望等により財源確保を図るなど、脱炭素に向けた取組のさらなる充実を求めるとの報告がありました。

保育士確保対策事業については、保育士の成り手不足の要因について、給与面や処遇に格差があるのか、あるいは労働環境に起因するものか、改めて市として実態調査を行う必要があるとの意見が出されました。また、新卒保育士の確保は地域経済の活性化において極めて重要であるが、その一方で、将来的な子供の人数の減少を見据える必要もあり、今後は、市内全体の雇用規模が縮小せざるを得ない可能性も視野に入れ、今後予想される少子化の見通しも立てながら事業運営に取り組むべきであるとの報告がありました。

産業建設分科会からは、みよし産業応援事業について、この事業が単なる支援にとどまらず、

事業者の所得の向上や事業継続につながっていく内容でなければならない。あわせて、補助金を活用したことによる所得向上の効果等について分析の必要性があるとの意見が出されました。また、多岐にわたる補助メニューの中で、特に人材育成や事業承継といった喫緊の課題に重点を置き、補助率や要綱の見直しを含めた戦略的な展開を求める意見が出され、この事業は一過性の効果にとどめることなく、将来を見据えた長期的な視点に立って事業を展開すべきであるとの報告がありました。

宿泊税を活用した観光推進事業については、三次市を観光目的地として選んでもらうためには、宿泊に直結する魅力ある提案型事業を検討すべきとの意見が出され、併せて、体験型観光の推進は地域における新たな文化や産業の創出に寄与するとの期待も示されました。さらに、関連事業との連携を深めるとともに、近隣自治体との周遊ルート形成など、広域的な取組が必要であるとの意見が出されました。

これらの商工観光分野の各事業については、自主財源確保の観点からも、三次市の将来を見据え、一貫性のある長期的な視点を持って施策を推進すべきであるとの報告がありました。また、そのほか、全体会での自由討議では、コミュニティ・スクールの活用に当たっては、中学校区単位の広域な運営ではなく、小学校区単位等できめ細かく展開し、地域交流の基盤とすることが求められている。さらに、学校が閉校後も、地域と学校を結ぶ地域学校協働活動推進員の役割は重要であり、その活動内容や費用対効果を検証し、今後の事業に生かすべきであるとの意見が出されました。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略をいたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号外15議案を採決いたします。

議案16件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号外15議案は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議会活性化等検討特別委員会委員長報告

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議会活性化等検討特別委員会委員長報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

(議会活性化等検討特別委員長 掛田勝彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 掛田議会活性化等検討特別委員長。

[議会活性化等検討特別委員長 掛田勝彦君 登壇]

○議会活性化等検討特別委員長(掛田勝彦君) それでは、議会活性化等検討特別委員会委員長報告をさせていただきます。

議会活性化等検討特別委員会は、議長の諮問事項である議会への多様な人材の参画と議会における人材育成、そして、これらを通じた議会の活性化を調査研究するため、令和6年6月定例会において、1期及び2期の議員10人の委員をもって設置されました。令和7年12月定例会での委員長中間報告、また、令和7年第8回全員協議会において、それまでに開催された17回の委員会における調査内容や答申の概略などを報告したところです。その後、2回の委員会を開催し、答申の精査や議会関係ハラスメント根絶条例(案)のパブリックコメントについて協議しましたので、改めて結果などについて報告します。

まずは、議会への多様な人材の参画についてであります。

検討に当たっては、議員を取り巻く社会情勢や社会的課題の視点から、いかに多様な人材を議会参画につなげることができるのかを主題に据え、議会全体の活動方針を確認した上で、本委員会が担う次の4項目について調査研究を行いました。

第1の項目「幅広い世代や専門知識を持った者が議員をめざせる処遇面の改善」においては、答申1として、「物価の高騰や賃金上昇を含めた社会情勢の変化及び次世代を担う議員のためにも、現行の議員報酬等について、早急に議員報酬及び特別職給料審議会における検討が必要であり、そのことを議会全体で要求すべきである。」としています。本答申の背景として、令和6年に議員定数を2人削減し、議会費を縮減したことや、議員の活動量に基づき算出する原価方式による試算の結果、現在の報酬額が活動量に対し相当低い水準にあることが確認されました。また、県内他市の状況についても調査し、近年、庄原市、廿日市市、大竹市において報酬引上げの勧告が出されたことを報告書に記載しております。さらに、その調査終了後の令和7年12月に福山市が審議会で議員報酬引上げの答申を出し、令和8年1月には呉市議会が報酬審議会の開催を求めるなど、県内自治体でも動きが加速しています。本市においても、時機を逸することなく、早急に議員報酬及び特別職給料審議会での検討が必要であると考えています。

同じく処遇面の改善に関し、答申2として、「旧姓でのキャリアを継続し、有権者との関係性を維持することで女性の政治参画の拡大、そして、議員数の男女比を出来る限り均等となることに繋がるように、通称及び旧姓の使用に関する規程を策定する。」ことといたしました。本規程については、本年3月上旬に議長決裁を経て、三次市議会議員の通称及び旧姓の使用に関する規程として策定したところです。

第2の項目として、「育児、介護等と議員活動の両立支援やハラスメント防止対策等の環境の整備」を掲げました。これに対する答申3は、「議会へ多様な人材の参画を促すために、議員、さらには議員になろうとする者も含め、市民みんなであらゆるハラスメントを防止することが求められている。本市においても、ハラスメントの根絶を目的とした条例の制定が必要で

ある。」としています。

中間報告及び全員協議会でもお伝えしたとおり、三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例に「市民の責務」を規定に含むことから、パブリックコメントを実施しました。実施に当たっては、「議員と話そう」での資料配付、市ホームページ、議会事務局及び各支所窓口での意見募集を行いました。広報活動として、市議会だよりやケーブルテレビへの出演、音声告知放送、市公式SNSへの投稿に加えて、令和8年2月4日付の中国新聞でも報道されました。最終的に寄せられた意見は2件で、いずれも条例案の内容に直接関連するものではありませんでしたが、議員への立候補や政治活動をしやすい環境整備の一環としてハラスメントの根絶をめざしているこの取組について、新聞掲載等を通じて広く紹介されたことは、市民への一定の周知につながったものと捉えています。

こうした過程を経て、本日、本会議において、三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）を発議する運びとなりました。今後は、本条例に実効性を持たせるために、本委員会メンバーが先頭に立ち、趣旨を継続的に市民へ周知してまいります。議員各位におかれましても、御理解、御協力をお願いいたします。

第3の項目は、「次世代を担う若者の議会に対する関心度の向上」です。現在、広報広聴常任委員会が中心となって取り組んでいる中高生との対話を通じた主権者教育の推進を掲げました。議員を身近に感じてもらうことで、地方議会に対する期待感の低迷や無関心を打開できるものと考えています。

最後、第4の項目、「市民の期待に応える“注目される議会”としての取組」に対しては、答申4として、「議会が二代表制の責務を果たすためには、質問・質疑の根拠を明確にし、分かりやすく、より質の高い政策的な議論が求められる。また、議員力の向上が前提ではあるが、議会の自治体の意思決定への関与をより高める施策も考えられる。そのような視点から、先駆的な議会が取り入れている『反問権運用の範囲の拡大』と『議決事件の範囲の拡大』について、本議会の現状に照らし合わせ、有効的であるかどうか、今後も調査研究を続ける必要がある。」としています。これは、議員報酬額を含む処遇面の改善を実現するためにも、自らの活動を厳しく振り返り、明確な根拠に基づく政策提言を行うなど、議員としての質を高め続けるという本委員会の決意表明でもあります。

以上が、「議会への多様な人材の参画」における4つの答申であります。

続いて、もう一つの諮問事項である「議会における人材育成」については、市民ニーズに的確に対応し、信頼される魅力ある議会となるため、地方議会制度や会議原則等の知見を深めることに努めてまいりました。また、一般質問をテーマに、先駆的な他市議会の事例を参考に自由討議を重ね、各委員がその役割と意義を共有しました。これらの2つの諮問事項への取組は、議会の活性化に直結するものと確信をしております。多様な人材が参画することで議会の質が向上し、それにより議会の魅力が高まる。その結果、市民の関心が上昇し、さらなる人材の参画を促すという好循環こそが議会活性化の本質であると考えます。

本委員会は、これをもって議長から諮問された調査研究を終えますが、取り組む事項を着実

に実行し、二元代表制における重責を遂行することを切望いたします。この好循環を維持・発展させるためには、調査研究した事項が着実に達成されているか、停滞していないかを継続的に検証する、いわゆる議会P D C Aサイクルの構築が不可欠です。特に、議員報酬額等の処遇改善の実現に向けては、我々一人一人が時代を的確に捉え、市民の声に真摯に耳を傾け、活動に反映させていくことが不可欠であり、自己研鑽を怠ることは決して許されません。常に前進し、市民からの信頼を得て、注目される議会になるよう、これまで以上の努力が求められます。議員各位には、本答申への深い理解と、実現に向けた積極的な行動を期待いたします。

最後に、このような機会を設けてくださった議長に感謝申し上げまして、議会活性化等検討特別委員会の委員長報告を終わります。

以上で終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本件については、ただいまの委員長報告をもって調査終了することといたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議会活性化等検討特別委員会の調査は終了といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

議案第45号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第44号及び議案第45号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第44号及び議案第45号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

議案2件は、いずれも三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてであります。

三次市公益通報審査会委員は3名で、2名の任期が令和8年4月29日をもって満了することに伴い、同委員を委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第44号について御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の中川筆之氏の任期が満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱しようとするものであります。

最後に、議案第45号について御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の長崎かおり氏の任期が満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第44号についてお諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は同意することに決しました。

次に、議案第45号についてお諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第46号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第46号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第46号について御説明申し上げます。

議案第46号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

三次市公平委員会委員の片岡光子氏の任期が令和8年4月29日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(山村恵美子君) 日程第8、議案第47号及び議案第48号人権擁護委員の候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第47号及び議案第48号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

議案2件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

三次市の区域における人権擁護委員は24名で、1名について任期が令和8年6月30日をもって満了すること及び欠員補充に伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第47号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の常川陽之助氏の任期が満了することに伴い、同氏を引き続き同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第48号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員で欠員となっている三和地区について、新たに寺山諦範氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第47号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第48号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第49号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第9、議案第49号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第49号について御説明申し上げます。

議案第49号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の小根森直子氏の任期が令和8年5月13日をもって満了することに伴い、新たに前田奈美氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○10番(新田真一君) それでは、教育委員会委員の任命に当たりまして、教育委員会に質問いたします。

三次市では、現在、小・中学校のあり方の方向が論議され、再配置が進められているという現状にあります。教育委員会会議は、これを具体的に決議する、学校の統合を決議するという重責がございます。さらに、学びの多様化学校や小規模特認校など新しい学校もできようとしている。再配置計画に従って、この1年間様々な地域で説明会が実施され、地域住民や保護者から様々な声が上がっているのは御承知のとおりだと思いますが、こうした現状についての情報を新しく委員になられる方にどれだけ伝えていこうとされているか、それを具体的にお答えいただきたい。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育部長。

○教育部長(宮脇有子君) 教育委員の任命につきましては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが無いように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるようにするというところで、これ

に伴って委員のほうをお願いするところがございます。先ほど言われました再配置でありますとか多様化学校に限らず、教育委員会の主要事業につきましては説明のほうをさせていただいておるところでございます。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○10番(新田真一君) 説明されるに当たって、どれだけのものの用意があるかを問いたいです。総合教育会議の議事録、教育委員会会議の議事録、地域の声、そういったものはどの程度用意されておりますか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育部長。

○教育部長(宮脇有子君) それぞれホームページ等にも掲載させていただいておりますので、こちらのほうをもちまして御説明のほうをさせていただいております。

○議長(山村恵美子君) 今まで説明があった全ての資料を用いるということですね。

そのほか、ございますか。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

○13番(藤岡一弘君) では、議案第49号についてなんですけれども、先ほど提案理由の中でありました第4条第2項については、「教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」というふうでございます。履歴書等も見させていただきまして、この方が教育、学術及び文化に関し識見を有するところの判断された理由のところを御説明いただきたいと思います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育部長。

○教育部長(宮脇有子君) そのような要項もございますけれども、教育委員会制度が変わりまして、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての通知がございまして、それもございますけれども、幅広い人材を得ることが必要であるということで、このたび、今までにお願いしていない分野からの委員のお願いということをしております。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) ほかにないようですので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第50号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第51号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第52号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第53号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第54号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第55号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第56号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第57号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第58号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第59号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第60号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第61号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第62号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第63号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第64号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第65号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第66号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第67号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて  
議案第68号 三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第10、議案第50号から議案第68号まで、三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについての議案19件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第50号から議案第68号までの議案19件

について、一括して御説明申し上げます。

議案第50号から議案第68号までの議案19件は、いずれも三次市農業委員会委員の任命の同意を求めることについてであります。

本案は、三次市農業委員会委員の任期が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、有重 貢氏、池本秀雄氏、今本清藏氏、大前万寿美氏、加藤瑞博氏、加藤好隆氏、河本研二氏、木原孝行氏、黒木靖治氏、住川利文氏、辰川眞吾氏、寺重茂晴氏、橋本正二氏、林 敏明氏、平尾敏之氏、福田博明氏、福永丈也氏、向井泰治氏、湯浅 豪氏の計19人を同委員として任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案19件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

また、本案は一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

それでは、これより議案第50号から議案第68号までの議案19件について一括採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第50号から議案第68号までの議案19件について同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第68号までの議案19件については同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第1号 三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第11、発議第1号三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 月橋寿文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 月橋議員。

〔15番 月橋寿文君 登壇〕

○15番（月橋寿文君） ただいま御上程となりました発議第1号三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、掛田勝彦議員、徳岡真紀議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員、竹田 恵議員、片岡宏文議員と私、月橋寿文でございます。

本案は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権、その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、三次市議会における議員によるハラスメントまたは議員もしくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶することを目的に本条例を制定しようとするものであります。

条例の趣旨といたしまして、我々議員は市民の負託を受けた代表者であり、その負託に応えるため、高い倫理感と品位を保持することが求められています。しかしながら、議員の地位による影響力を利用したハラスメント行為は、市民や職員等の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、人材の喪失や行政の停滞を招き、ひいては市民福祉の向上や議会活動に支障を来し、議会に対する社会的な信用及び信頼を失墜させるものであります。

一方で、議員に対するSNS等のソーシャルメディア上での誹謗中傷により、議員が精神的に追い詰められ、平穏な生活を脅かされるといった事象も発生しています。また、国の実態調査においても、地方議会議員及び議員になろうとする者に対するハラスメントが公平な政治参画の機会を阻害している実態が示されています。

よって、三次市議会は、議員及び議会がその役割を十全に発揮できるよう、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨にのっとり、性別を問わず、誰もが立候補し、議員活動を行いやすい環境を整備します。あわせて、議員及び市民が互いに人権を尊重し、相互の信頼を深めることを通じて、あらゆるハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会の実現をめざすために本条例を制定しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第2号 三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第12、発議第2号三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程となりました発議第2号三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、穴戸 稔議員、新田真一議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と私、藤井憲一郎でございます。

本案は、国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、公布済みの議会の規則に用いられている読点の表記を改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第3号 市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第13、発議第3号市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程になりました発議第3号市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と私、藤井憲一郎でございます。

本条例では、市長が専決処分できる損害賠償額を1件30万円以下と定めています。そのため、30万円を超える議案では議会の議決が必要となり、事故発生タイミングによっては、賠償金の支払いまで3か月以上を要するなど、相手方に大きな負担を強いているのが現状です。しかし、条例制定から約22年が経過する中で、物価や車両価格は大きく上昇しました。法律上の義務である賠償金は本来速やかに支払われるべきであります。以上の背景に加え、県内他市とのバランスも考慮し、迅速な自己解決による市民サービスの向上と事務の適正化、効率化を図るため、専決処分の限度額を現行の1件30万円以下から1件100万円以下に改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第4号 広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第14、発議第4号広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

〔22番 小田伸次君 登壇〕

○22番（小田伸次君） ただいま御上程になりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、保実 治議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、掛田勝彦議員、細美克浩議員、竹田 恵議員と私、小田伸次でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第4号

広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）

広島県立三次高等技術専門校は、広島県北地域における唯一の県立職業能力開発拠点として、長年にわたり若者や求職者、転職希望者の受け皿として技能習得と就業支援を担ってきた。特に中山間地域においては、地元で学び、地元で働くことができる環境の存在が、人口流出に抑制や地域産業の維持に極めて重要である。

しかし、広島県職業能力開発審議会は、三次高等技術専門校の廃止を検討するよう県へ答申し、県は2026年度中に存廃を判断するとしている。

仮に同校が廃止された場合、通学距離の増大や生活費の負担増により、職業訓練そのものを断念せざるを得ない人が増えることが強く懸念される。これは結果として、地域企業の人材不足を一層深刻化させ、市外や県外への人口流出や地域経済の縮小を招く要因となりかねない。

こうした状況を踏まえ、県北地域における職業能力開発拠点については、将来にわたり存続させることが不可欠であると考え。また、定員割れなどの課題に対しては、単に廃止や統合による対応ではなく、地域の実情や人材需要に即した訓練内容の見直し、企業連携の強化等を通じて職業能力開発拠点としての機能充実を推進すべきである。

以上の理由から、中山間地域における人材育成は、効率性のみで評価されるべきものではなく、課題となっている人口対策・雇用政策の観点からも中長期的に捉えることが必要であり、県として、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

- 1 広島県立三次高等技術専門校を存続させること。
- 2 広島県立三次高等技術専門校の機能充実を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第5号 中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書
(案)

○議長（山村恵美子君） 日程第15、発議第5号中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

[22番 小田伸次君 登壇]

○22番（小田伸次君） ただいま御上程になりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、保実 治議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、掛田勝彦議員、細美克浩議員、竹田 恵議員と私、小田伸次でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第5号

中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案）

我が国の農業は、高齢化・人口減少が進み、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し、地域農業の衰退、更には、地域の存続自体が懸念されている。

特に本市のような中山間地域においては、この状況が顕著であり、鳥獣被害や生産資材価格の高騰、気候変動などの複合的な要因と相まって、主力となっている団塊の世代を中心に離農者が加速するなど大変な危機に直面している。

このような中で、農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、各市町村で策定が義務づけられた。本市においても、市全域を33地区に分け、アンケート調査や実地での聞き取りを行い、各地区では協議の場を設け、地域農業の将来像について協議を行い、令和7年3月に地域計画を策定したところである。

しかしながら、地域計画を策定するメリットや必要性を感じていない農業者が多く、協議の場への参加者も限られており、更に法改正から策定期限までの期間が2年間と短かったことから、地域の意見が十分に反映されていない。中山間地域の多くは、ほ場条件（急傾斜地、鳥獣被害、水利条件など）が悪いため、担い手も農地の受入れが困難な状況から、本市の地域計画では、将来の受け手が位置付けられていない農地が47.1%となっている。

また、政府は令和7年度から令和11年度までの5年間で、農業の構造転換を集中的に進める「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、その中で農地の大区画化を強力に推進することとしているが、農地中間管理機構関連農地整備事業には、地元負担が無いタイプがあるものの、収益性を20%以上向上させることが要件となっており、園芸作物を導入しなければ要件を達成できない。高齢化が著しい中山間地域において、作業の省力化・効率化が求められている状況においては、水稻よりも手間がかかる園芸作物を生産することは困難であり、大半の地域では、この事業を活用できない状況である。

さらに、国庫補助事業全般において、採択のためのポイント制が導入されており、中山間地域においては、加算措置があるものの、平野部の産地等と比べポイントの取得が困難であり、活用できる補助事業は少ない状況にある。そのため、本市など中山間地域では、「国の補助制度が活用しにくい」、「活用できない」という声があがっており、国の補助制度の要件が中山間地域の現状と乖離している状況がある。

以上のことから、国においては、特に中山間地域の農業を維持するために、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 農業関連施策（事業）において、実態に応じたポイント制の見直しをはじめ、平野部等と事業を区別し、中山間地域の農業者にも広く活用できるよう補助事業の見直しを行うこと。
- 2 中山間地域の農地を、将来にわたり適切に維持管理することを目的に、既存のほ場整備事

業の要件緩和や負担率を下げるなど、地域の実情に応じた事業の見直しを行うこと。

また、急傾斜地など条件不利地が多い中山間地域に予算を重点的に配分するとともに、畦畔除去をはじめとする事業補助金の補助率や限度額の引き上げを行うこと。

- 3 農林水産省など国主導による全国一律の制度や事業ではなく、地方分権の観点からも地方自治体へ権限と財源を移譲し、地域の実態に即した制度設計ができる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第16 発議第6号 中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）**

- 議長（山村恵美子君） 日程第16、発議第6号中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求め）

- 議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

- 13番（藤岡一弘君） ただいま御上程になりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、中原秀樹と私、藤岡一弘でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでござ

います。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第6号

中東地域における軍事行動の早期事態収拾と

エネルギー供給の安定を求める意見書（案）

現在、中東地域における軍事行動の拡大は、民間人を含む多くの尊い命と生活を脅かす深刻な事態を招いている。また、同地域は世界のエネルギー供給の要衝であり、情勢の緊迫化は原油価格の高騰や供給の不安定化を通じて、我が国の経済や国民生活に多大な影響を及ぼすことが強く懸念される。

本市は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、2005年（平成17年）に「平和非核都市宣言」を行っている。武力による解決ではなく、対話と外交努力によって国際紛争を解決することこそが、世界の安定と人類の未来にとって不可欠である。

よって、政府におかれては、国際社会と緊密に連携し、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 中東地域における軍事行動の拡大を阻止し、早期の事態収拾と停戦の実現に向け、外交努力を一層強化すること。
- 2 民間人の保護と人道状況の改善を図るため、国際機関等と連携した人道支援のさらなる拡充に努めること。
- 3 エネルギー供給の安定確保に向けた国際協調を推進するとともに、原油価格高騰等が国民生活や地域経済に与える影響を緩和するため、機動的かつ実効性のある対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 地方自治法第99条には、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができるかとされております。この当該普通地方公共団体、私は三次市と考えておりますが、発議者はどのようにお考えか、お聞かせを頂きたいと存じます。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○13番（藤岡一弘君） 地方自治法99条に関する御質疑だと思いますが、こちらには、ただいま

議員おっしゃられたとおり、99条には、地方議会が当該自治体に関する公益に関する事項について、国会や関係行政庁に意見書で提出できる等、権利を定めた条文でございます。先ほどの質問のこちらの当該自治体については、私は三次市と考えております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

それでは、討論願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）に反対の立場で討論に参加します。

意見書案の1点目「中東地域における軍事行動の拡大を阻止し、早期の事態収拾と停戦の実現に向け、外交努力を一層強化すること。」と2点目の「民間人の保護と人道状況の改善を図るため、国際機関等と連携した人道支援のさらなる拡充に努めること。」とありますが、私は、外交に関することは国において行うことであり、地方議会である三次市議会として国に意見書を提出すべきではないと考えております。

令和5年12月定例会において、発議第12号で地籍調査の一層の推進を求める意見書（案）を採択し、関係機関へ提出いたしました。そのとき、国から県に対してどのような状況か問合せがあったと聞かせていただいております。このたびの意見書に対し、国から三次市議会へ、民間人の保護について、三次市の関係者はと問合せがあった場合にはどのように答えればよいのでありましょか。地方自治法第99条には「普通地方公共団体の議会は、当該普通公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」とあります。当該普通公共団体の公益とはすなわち三次市の公益と理解するならば、三次市の関係者が特定できていない状況では、三次市の公益につながらないと私は理解をしております。したがって、2点目も意見書提出にふさわしくないものと考えております。

3点目の「原油価格高騰等が国民生活や地域経済に与える影響を緩和するため、機動的かつ実効性のある対策を講じること」とありますが、三次市議会申合せ事項の請願・陳情取扱要領第4条では「受理した請願及び陳情の内容が次の各号に該当すると認めるときは、議長において議会の審議に付さないことができる。」、その第5号では「既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの」と明記されております。意見書の取扱いには明記されておりませんが、国において、既に原油高騰対策を検討し、実行に移そうとしております。市議会として意見書を提出することはふさわしくないと考えております。国においても、既に実行していることが無視されるばかりでなく、なぜ提出されたのか、不信を抱かれるのではないでし

ようか。

私は戦争に賛同するものではありません。恒久平和を求める一議員であることを申し述べて、中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）に反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○10番（新田真一君） 私は発議第6号に賛成の立場で討論を行います。

令和4年3月定例会で、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議が全会一致で可決。令和3年12月定例会で、中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書が全会一致で可決。以上2点の意見書は、三次市議会において全員の賛同をもって採択され、政府に対しての意見書が送付されました。とりわけ中華人民共和国についての先ほどの意見書の最後には、「基本的人権の尊重、法の支配が保障されるよう、中国政府に働きかけること」と結ばれております。

外交課題について、地方議会から政府に求めることは、ただいまふさわしくないという御意見がございましたが、まさに本文趣旨にありますように、三次市は平和非核都市宣言を行っております。三次市の平和は、世界の平和なくしては成り立ち得ない。その平和が非常に危険な状況にある昨今、毎日、報道等でも、どちらが、どちらがじゃないんですよ、戦争による被害は報道されています。

さらに、先ほどエネルギー対策について、国において既に対策が行われる、あるいは行われようとしていると述べられましたが、果たしてそれが三次市の市民の皆さん、格差社会の中で日々の生活にも困窮される皆さんにとって十分でしょうか。今後、戦火が長引くことによって、さらなる石油高騰等は予想されることとあります。そのことについて明確に政府に対策を求める。これはまさに三次市民の公益に直結する事項であると思い、本意見書に賛同いたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 起立多数であります。

よって、発議第6号中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第7号 ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な  
検討を求める決議（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第17、発議第7号ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する  
契約条件の慎重な検討を求める決議（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） ただいま御上程になりました発議第7号について、提出者を代表しまして  
提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、徳岡真紀議員と私、増田誠宏でございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第7号

ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する  
契約条件の慎重な検討を求める決議（案）

本市は、平成15年、情報格差の解消及び地域情報基盤の整備を目的として、第三セクター  
方式により株式会社三次ケーブルビジョンを設立し、公設民営方式によって事業を推進してき  
た。同事業は、難視聴地域対策や地域情報の提供、さらには防災情報の伝達に至るまで、地域  
密着型の生活インフラとして市民生活を支える重要な役割を今日まで担ってきたものである。

この度、本市が保有する株式会社三次ケーブルビジョンの株式を株式会社ちゅピCOMへ売  
却し、経営統合を進める方針が示された。この株式売却は、本市のケーブルテレビ事業におけ  
る運営形態の大きな転換点であり、将来的な施設譲渡の検討を含め、本市の地域情報基盤の在  
り方に関わる極めて重要な政策判断である。

よって、本市議会は、今後のケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に係る検討に当たり、  
次の事項について十分に配慮するよう求めるものである。

- 1 今後、施設譲渡に向けた検討及び協議を進めるに当たり、市民に対し分かりやすく丁寧な  
説明に努めるとともに、その進捗状況については、議会に対し適時報告すること。
- 2 ケーブルテレビ事業がこれまで果たしてきた難視聴対策及び情報格差解消の役割を重く受  
け止め、サービス提供地域、利用料金及びサービス内容等において、市民サービスの低下を  
招くことのないよう、契約条件を慎重に検討すること。

以上、ここに決議する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な検討を求める決議（案）については原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

年度の終わりに際しまして、私から一言お礼を申し上げます。今年度末をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長きにわたり市政の発展に御尽力をくださり、心より感謝を申し上げます。今後も健康に御留意され、新たなステージでの御活躍を心よりお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。

これにて令和8年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

25日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時40分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月16日

三次市議会議長 山 村 惠美子

会議録署名議員 國 重 清 隆

会議録署名議員 山 田 真一郎